

第 1 3 2 号議案

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の一部改正

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 7 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の一部を改正する条例
新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例(平成 2 7 年新城市条例第 4 2 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ただし書中「第 1 条の 2 第 1 項」を「第 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、農薬取締法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。